

2 受検手数料及び本人確認書類



受検手数料については右記のURLから簡単に確認できます。

受検手数料及び本人確認書類は下表のとおりです。※年齢は本年4月1日現在

級	実 技 試 験					受検手数料	学科試験 受検手数料	
	対 象 者							
	年 齢	雇用保険 被保険者ですか	学校等の 在校生ですか ※2	県独自減免の 対象者ですか ※1	必要書類			
特級 1級 単一等級	—	—	—	—	表1参照	18,200円	+ 3,100円	
2級 五輪 ※3	—	—	—	はい	表2参照	9,200円		
3級 ※4	23歳未満 (平成15年4月2日) (以降に生まれた方)	はい	はい	はい	表2参照	3,100円		
				いいえ	はい	表1参照		7,600円
				いいえ	—	表1参照		9,200円
				はい	表2参照	3,100円		
				いいえ	表3参照	7,600円		
				いいえ	表2参照	9,200円		
23歳以上35歳未満 (平成3年4月2日～ 平成15年4月1日) 間に生まれた方	—	—	はい	はい	表3参照	3,100円		
				いいえ	表1参照	12,100円		
				はい	表2参照	9,200円		
				いいえ	表1参照	18,200円		
35歳以上 (平成3年4月1日) 以前に生まれた方	—	—	はい	—	表3参照	12,100円		
				いいえ	表1参照	18,200円		

※1 令和8年度宮崎県独自の減免については下表2を参照ください。

※2 「学校等の在校生」とは以下①、②のいずれかに該当する方です。

①学校教育法に規程する高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、又は各種学校に在学する者若しくは職業能力開発促進法に基づく職業能力開発総合大学校に在学する者。

②職業能力開発促進法による公共・認定職業能力開発施設の訓練生。ただし短期課程の訓練を受けている者を除く。また認定職業訓練施設の訓練生は就職している者を除く。

※3 2級の実技試験受検希望者のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方（「永住者」「日本人の配偶者等」※5）「永住者の配偶者等」※6、「定住者」以外の方の実技試験手数料は18,200円です。

※4 3級の実技試験受検希望者のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方（「永住者」「日本人の配偶者等」※5）「永住者の配偶者等」※6、「定住者」以外の方である場合、学校等の在校生の実技試験手数料は12,100円。その他の方は18,200円です。

※5 日本人の配偶者もしくは特別養子または日本人の子として出生した者。

※6 永住者等の配偶者または永住者等の子として出生し、その後引き続き日本に在留している者。

表1

No.	本人確認書類	備 考
1	運転免許証(裏書きがあれば裏面もコピーしてください。)	氏名及び生年月日が 確認できるもの (いずれか1つ)
2	健康保険被保険者証	
3	マイナンバーカード(個人番号が記載されている箇所は黒塗り必須)	
4	生徒手帳、学生証	
5	No.1～3の他、日本の官公庁が発行した身分証明書	
6	特別永住者証明書、在留カード※	
7	外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)	

※在留カードをお持ちの方は在留カードを必ず添付してください。

表2

No.	令和8年度県独自減免内容	本人確認書類	備 考
1	35歳未満で宮崎県内に在住	運転免許証、住民票、マイナンバーカード(個人番号が記載されている箇所は黒塗り必須)等	氏名、生年月日及び県内に在住していることが確認できるもの
2	35歳未満で宮崎県内に就労	1. 就労証明書 2. 運転免許証、住民票、マイナンバーカード(個人番号が記載されている箇所は黒塗り必須)等 上記1,2の2点を添付してください	・ 申請書裏面「就労証明書」に署名・捺印 ・ 氏名、生年月日が確認できるもの
3	35歳未満で宮崎県内の学校等に在学※	生徒手帳、学生証、在学証明書等	氏名、生年月日及び県内の学校等に在学していることが確認できるもの

※県独自減免の対象項目が複数ある場合はいずれか1つの書類を添付してください。

表3

No.	内 容	本人確認書類	備 考
1	学校等に在学※	生徒手帳、学生証、在学証明書等	氏名、生年月日及び学校等に在学していることが確認できるもの

※ 「学校等の在校生」とは以下①、②のいずれかに該当する方です。

①学校教育法に規程する高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、又は各種学校に在学する者若しくは職業能力開発促進法に基づく職業能力開発総合大学校に在学する者。

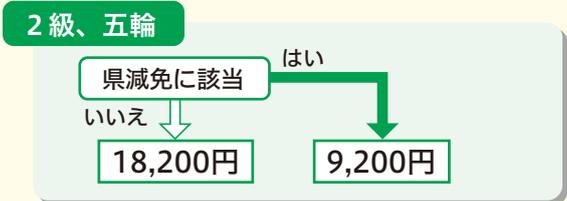
②職業能力開発促進法による公共・認定職業能力開発施設の訓練生。ただし短期課程の訓練を受けている者を除く。また認定職業訓練施設の訓練生は就職している者を除く。

◆D申請（実技、学科両方免除の場合）

受検手数料は**無料**です。
ただし、技能検定受検申請書および免除資格証明のコピーはお送りください。

◆実技試験受検者受検手数料判定フロー ※年齢は本年4月1日現在

1級、単一等級、特級 **18,200円**



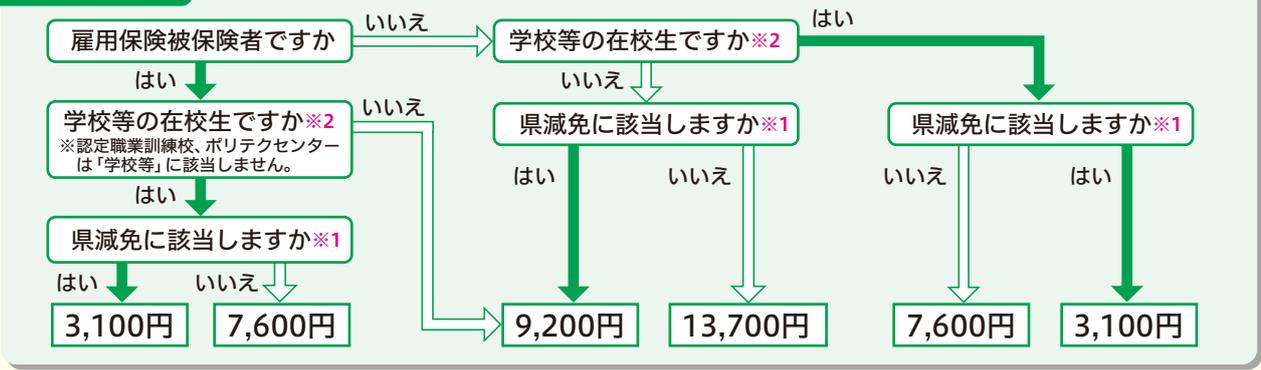
受検手数料については右記のURLから簡単に確認できます。



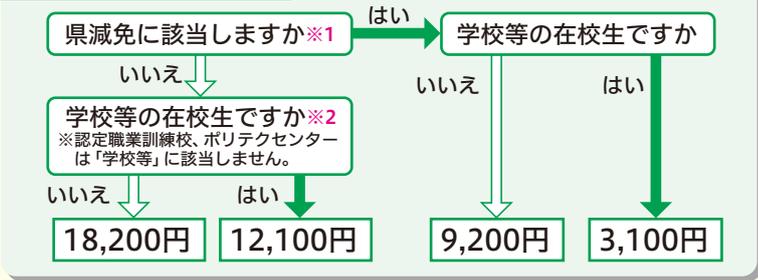
県減免 ※1

- 以下の①～③のいずれかに該当していますか
- ① 35歳未満で宮崎県内に在住
 - ② 35歳未満で宮崎県内に就労
 - ③ 35歳未満で宮崎県内の学校等に在籍

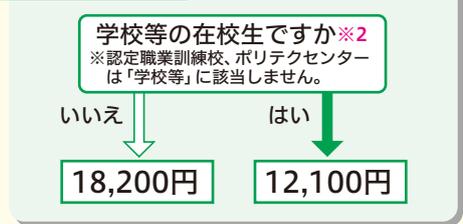
3級（23歳未満）



3級（23歳以上、35歳未満）



3級（35歳以上）



- ※1 令和8年度宮崎県独自の減免については表2を参照ください。
- ※2 「学校等の在校生」とは以下①、②のいずれかに該当する方です。
①学校教育法に規程する高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、又は各種学校に在学する者若しくは職業能力開発促進法に基づく職業能力開発総合大学校に在学する者。
②職業能力開発促進法による公共・認定職業能力開発施設の訓練生。ただし短期課程の訓練を受けている者を除く。
- ※3 2級の実技試験受検希望者のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方（「永住者」「日本人の配偶者等※5」「永住者の配偶者等※6」「定住者」以外の方）の実技試験手数料は**18,200円**です。
- ※4 3級の実技試験受検希望者のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する方（「永住者」「日本人の配偶者等※5」「永住者の配偶者等※6」「定住者」以外の方）である場合、学校等の在校生の実技試験手数料は**12,100円**。その他の方は**18,200円**です。
- ※5 日本人の配偶者もしくは特別養子または日本人の子として出生した者。
- ※6 永住者等の配偶者または永住者等の子として出生し、その後引き続き日本に在留している者。

受検手数料納付に関する注意事項

- ① 受検手数料は、「銀行振込」としてください。**※当協会窓口で現金の受領は行いません。**
- ② 振込をする場合は、当協会所定の振込用紙を使用してください。
- ③ 所定の用紙で振り込みますと、銀行から「振込金受取書」と「振込金領収書控（はりつけ用）」が交付されますので、「振込金領収書控（はりつけ用）」を受検申請書の右下の欄に貼付してください。
- ④ 同じ会社や学校などで複数人受検する場合は、受検手数料の合計額を一枚の振込用紙でまとめて振込んでも構いません。その場合、申請書の右下（振込金領収書控を貼る欄）に事業所名や学校名を押印または記入してください。
- ⑤ ATMによる振込は利用明細控を貼付してください。
- ⑥ 受検手数料は非課税です。
- ⑦ インターネットバンキングによる振込の場合、振込金額と振込者が分かるものを印刷して申請書右下に貼付してください。

振込先

銀行名	宮崎銀行 木花支店
種別・口座番号	普通預金 1034385
名義	宮崎県職業能力開発協会

3 申請書の提出先 ※郵送のみ受付します。

宮崎県職業能力開発協会 技能検定課 〒889-2155 宮崎市学園木花台西2丁目4-3